



第201700192724号
平成29年11月8日

合同会社 NWE-09 インベストメント
代表社員 日本風力エネルギー株式会社
職務執行者 アダム・ベルンハード・バリーン 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称) 鳥取風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての環境保全の見地からの
知事意見について (通知)

このことについて、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 (平成10年通商産業省令第54号)」第14条第3項の規定による意見は、別紙のとおりです。

(担当) 生活環境部環境立県推進課 池山、竹永 電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194

本事業は、鳥取県鳥取市において最大で総出力 160,000kW、基数にして 36 基程度の風力発電機の導入を目指すものであり、これは現在国内で稼働している最大規模の風力発電所（80,000kW、三重県）を大きく上回る規模である。また、本事業は、既存の道路が殆どない、木々が多くみられる山間部において開発を行うもので、その事業実施想定区域は集落を囲むような地域を選定している。これらを踏まえると、本事業に係る環境影響は、一般的な風力発電事業を実施する場合に比べ、自然環境への影響はもとより、近隣住民等への重大な環境影響が懸念されることから、環境影響評価は極めて慎重に実施されなければならないことは言うまでもない。

この度の事業規模を勘案すると、風力発電機の設置に伴う取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置や工事の実施による重大な環境影響が生じる可能性が十分に懸念される場所であるが、本計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）においては、計画熟度が低いこと及び環境保全措置の実施により環境影響の低減が可能であるなどとして、これらを計画段階配慮事項として選定しないこととしている。このような姿勢は慎重さに欠けており、本配慮書は計画段階配慮事項の検討が十分に行われたものとしては認めがたい内容となっている。

ついては、以下の意見を踏まえ、極めて注意深く環境影響評価を実施することとし、またその結果を念頭に環境への影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう、事業規模の大幅な縮小や、影響を十分に回避・低減できないと予測された場合には事業の廃止も含めて事業計画を検討すること。

1 総括的事項

- (1) 本事業においては、その規模を勘案すると風力発電機の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置や工事の実施に係る重大な影響が懸念される。ついては、計画段階環境配慮事項として改めてこれらによる環境影響に係る予測・評価を実施し、重大な影響の有無を確認すること。その結果、重大な環境影響が予測された場合は、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。また、その検討の経過は環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）において詳細に示すこと。
- (2) 今後の環境影響評価の実施に当たっては、事業実施に伴うあらゆる環境影響を想定し、漏れのない、極めて慎重な環境影響評価を実施すること。また、実施に当たっては、予測の不確実性を増大させる要因を最大限排除し、信頼性の高い予測・評価とするよう努めること。
- (3) 配慮書段階において収集した情報及び得られた環境保全の見地からの意見等は、今後の事業計画の検討に適切に反映するとともに、位置・規模又は構造・配置等の決定に当たっては、環境への影響を可能な限り回避または最大限低減するよう努めること。また、事業計画の決定に関して、環境影響への配慮の観点からの検討経過を方法書に詳細に記載すること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、周辺地域の住民、土地所有者、事業者等の関係者の理解が不可欠である。計画熟度の低い現段階を含め可能な限り早い段階から、環境要素に応じて十分な範囲の地域の関係者に対し、事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的かつ分かりやすく提供するとともに、説明会その他の手法により関係者からの意見を聴取する機会を適切に設け、関係者からの意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、誠実に理解醸成に努めること。

- (5) 環境影響評価の実施に当たっては、各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標について、学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設やそこで居住あるいは活動する人々の存在なども踏まえて十分に検討し、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどして最大限安全側に立って適切に設定するとともに、その設定根拠等を方法書に詳細に記載すること。また、環境影響評価の実施により、重大な環境影響が予測された場合は、事業計画を見直すこと。
- (6) 事業実施想定区域内及びその周辺には多数の住居等が存在し、そのような区域内に36基もの風力発電機が設置される計画であることから、複数の風力発電機に囲まれる住居等が少なからず生じることが見込まれる。このような住居等では周囲の風力発電機から複合的に環境影響を受けることが強く懸念されるため、この点を踏まえて当該地域に係る環境影響評価を適切に実施すること。
- (7) 事業実施想定区域の周辺では、他事業者により「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業」について環境影響評価法に基づく手続が進められていることから、この事業との累積的な影響が懸念される。各環境要素に係る累積的な影響を予測・評価するために必要な情報の収集や他事業者と協議・調整を行った上で事業計画を検討するなど、その累積的な影響を可能な限り回避又は最大限低減すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

事業の規模が大きいことから、工事車両の走行や建設機械の稼働等の工事の実施による排ガス及び騒音・振動の影響についても重大な影響が懸念されるため、適切に環境影響評価を実施し、工事の実施によるこれらの影響を可能な限り回避又は最大限低減すること。

(2) 騒音及び超低周波音

本事業は、36基もの風車が事業実施想定区域内に設置される大規模な計画であり、配置によっては複数の風力発電機に囲まれる住居等が少なからず生じることが見込まれる。そのような地域では周囲の風力発電機から発生する騒音及び超低周波音による複合的かつ重大な影響を受けることが強く懸念され、事業者にはこの重大な影響を回避するための慎重な検討が求められる。

本配慮書においては、「特に配慮が必要な施設等からの距離に留意して、風力発電機の配置及び機種を検討する」、「騒音及び超低周波音の影響の程度を把握し、必要に応じて保全措置を検討する」ことなどにより、「重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価」しているが、風力発電機と特に配慮が必要な施設等との距離を最低限どの程度確保する方針としているか、具体的にどのような環境保全措置を取り得るのか、複数の風力発電機からの複合影響を踏まえ配置をどのように検討する方針か等が示されていないなど、重大な影響を回避又は低減出来る可能性が高いと評価する根拠として不十分であると考えられる。

については、計画段階配慮事項としてこれらについて改めて検討を行い、現計画において真に重大な影響を回避又は低減が可能であることの追加の根拠を示すこと。また、この結果重大な影響を回避又は低減できる根拠が示せない場合は、重大な影響を及ぼす可能性があるものとして、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。

また、方法書以降の手続においても、上記に十分留意のうえ環境影響評価を実施し、影響を

可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

(3) 水環境

事業実施想定区域内には一級河川である湖山川、野坂川、砂見川などが存在し、また川内水源地や明治水源地等の水道水源のほか、農業用水として取水されている大谷池や下小谷池なども存在している。また、事業実施想定区域の下流側には、県の観光資源としても重要な湖山池や吉岡温泉なども存在している。

事業に伴う工事の実施等による水質への影響について、配慮書において計画段階配慮事項として選定していないが、工事の実施等による濁水の発生等により、これら河川水や地下水、水道水源、農業用水、湖沼等の水質への重大な影響は十分に懸念されるところである。ついては、計画段階配慮事項として、改めて工事の実施による水質への環境影響に係る予測・評価を実施し、重大な影響の有無を確認すること。また、その結果、重大な環境影響が予測された場合は、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。

また、方法書以降の手續においても、上記に十分留意のうえ環境影響評価を実施して影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

(4) 重要な地形及び地質

本事業では、風力発電機の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置及び工事の実施により、大規模な地形の改変が見込まれる。この改変により、土砂崩壊や地すべりのリスクが増加することが懸念される。これら付帯設備の設置や工事の実施による地盤の安定性の変化について環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。なお、地盤の安定性の変化について検討する際は、事業実施想定区域内に鹿野断層、岩坪断層等が存在していることなども考慮すること。

また、事業実施想定区域の全域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリアであることを踏まえ、重要な地形及び地質について適切に環境影響評価を実施したうえで、その結果を事業計画に反映すること。

(5) 風車の影

事業実施想定区域の地形は小起伏山地を中心とする山がちな地形となっており、風力発電機は周辺の住居等よりも標高が高い位置に建設されることが推測される。この場合、風車の影の影響範囲は平地に建設された場合に比べて、より遠距離まで及ぶおそれがあると考えられるため、風力発電機の配置及び標高、また風力発電機と住居等との離隔距離等に十分留意しながら、影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

(6) 動物、植物、生態系

事業に伴う風車の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置、及び工事の実施等による動物、植物、生態系への影響について、配慮書において計画段階配慮事項として選定していないが、特に工事の実施に伴う濁水の発生による水生の動物・植物・生態系への重大な影響は十分に懸念されるところである。ついては計画段階配慮事項として、改めて工事の実施によるこれらへの環境影響に係る予測・評価を実施し、重大な影響の有無を確認すること。その結果、重大な環境影響が予測された場合は、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。

事業実施想定区域の周辺では、希少猛禽類であるイヌワシの生息地情報があるほか、クマタカ、オオワシの生息情報もある。また事業実施想定区域の周辺の池はハクチョウ類やカモ類等の渡り鳥の越冬地となっているとする情報も得られている。このような地域特性を踏まえ、鳥類への影響について適切に環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に反映すること。

また、事業実施想定区域の一部は鳥獣保護区に指定されていること、事業の影響は事業実施区域の周辺にも及ぶことなどを踏まえて、動物・植物・生態系への影響評価を行うに十分な調査範囲、調査時期等を考慮して環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。

(7) 景観

本事業においては、風力発電機による影響のみでなく、風力発電機の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置による景観への影響も懸念されるため、この点も踏まえて環境影響評価を実施すること。

鳥取市では、市域全体を景観計画地域の対象として景観づくりの基準を策定していることから、関係機関と協議及び調整の上、事業計画の検討を行うこと。

また、配慮書においては眺望点として選定されていないが、風力発電機の視認の可能性がある地点には、山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク認定の際にジオサイトとして評価された鹿野城跡公園とその城下町等、さらには星空観察の適地とされる安蔵公園が存在することなども踏まえて環境影響評価を実施すること。

加えて、主要な眺望点からのみでなく、民家が集積している地区や住民が日常的に利用する主要な場所・施設等からの景観、さらには日中のみでなく夜間における景観も含めて適切に環境影響評価を実施し、風力発電機の設置による景観の変化が住民等に心理的圧迫感等を与える可能性についても十分考慮したうえで、その結果を事業計画に反映すること。

(8) 文化財

事業実施想定区域内において周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、あらかじめ関係機関と協議及び調整を行うこと。

(9) 事業地の選定

事業実施想定区域内には保安林や周知の埋蔵文化財包蔵地などが存在している。事業計画の検討においては、これらと風力発電機及びその付帯設備との併存に困難があると見込まれるエリアを事業地として選定しないなど、適切な対応を行うこと。

(10) その他の留意事項

当県では今年度末からの運航開始を目指して鳥取県ドクターヘリの導入準備が進められているところである。事業実施想定区域内及びその周辺でランデブーポイント（場外離着陸場）として想定される地点等について関係機関に確認し、またヘリコプターの飛行や離着陸等、鳥取県ドクターヘリの運用に影響を及ぼす範囲に風力発電機を設置することがないよう、関係機関と協議及び調整を行うこと。